

マリンレジャー安全レポート

第七管区海上保安本部
マリンレジャー安全推進室
TEL093-321-2931(担当：櫻谷)

第 85 号 平成 24 年 10 月



左の写真は、10月に第七管区管内で発生したシーカヤックの漂流事案です。このシーカヤックの乗船者は、当日一人でシーカヤックに乗って出港、釣りを楽しんでいる途中、風浪の影響により漂流を始めたため、出発地点に戻ろうと漕ぎ続けたものの漂流を続け、孤立した陸岸に漂着。その後無事救助されたものです。この方は、漂着後、携帯電話により救助要請の連絡をしています。

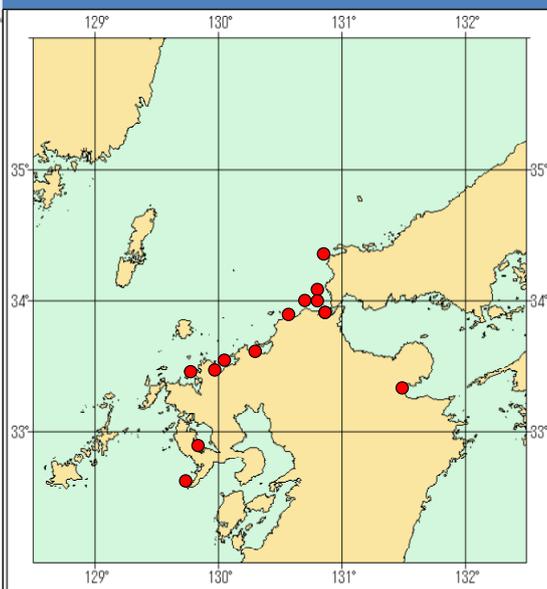
防水機能を有する携帯電話や防水パック等で防水措置をした携帯電話を持つことで、海上保安庁への連絡手段を確保できますし、海中転落した時のことを考えれば、ライフジャケットの常時着用も必要です。

他にも、釣りのために手漕ぎゴムボートで出港したものの、風潮流の影響により帰還することができなくなり、付近を航行していた漁船に救助を要請し、無事救助されたという事案も発生しています。陸岸から近いと思っている場所でも、気象の急変により、帰還不能となる事案が多々発生しています。事前に気象情報を細かくチェックすることは非常に重要です。気象状況や予報によっては、止める又は途中で切り上げるなどの判断が必要な時があるかと思えます。迷ったときは勇気を持って中止又は切り上げを決断しましょう。

バックナンバーはこちら

http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anzen_report/

●平成24年9月レジャーボート等海難発生地点図



平成24年マリンレジャー事故発生状況

海難種類	船舶事故隻数		海浜事故者数		
	9月	累計	レジャー種類	9月	累計
衝突	2	19	釣り中	1	15
機関故障	5	35	遊泳中	1	20
乗揚げ	1	10	磯遊び	0	2
運航阻害	0	28	その他	1	15
安全阻害	1	3			
その他	6	26			

海で命を守る 3つのポイント

- ライフジャケットの常時着用
- 連絡手段の確保
防水携帯電話の携行!
- 海のもしものは「118番」

JCG 海上保安庁第七管区海上保安本部



釣り愛好者安全指導期間における安全指導について！！

9月も後半になり、釣りレジャーを楽しまれる多くの方々が活動する時期になってきました。この秋口から冬季において、毎年釣り中の事故が多く発生する傾向があり、最悪の場合、事故者が死亡・行方不明となることも懸念されます。

第七管区海上保安本部では、事故の未然防止及び死者・行方不明者の減少を図るため、この時期「釣り愛好者安全指導期間」（平成24年10月27日（土）～平成24年11月4日（日）（9日間））を設定し、磯釣り公園、沖防波堤、磯場等の釣りスポット及び釣具店を巡回訪問し、普段以上に釣り愛好者に事故防止を呼びかけていくこととしています。

釣り中の事故で一番大きな割合を占めているのは海中転落です。海中転落時にライフジャケットを着用しているかどうかで人命に大きく影響します。

万が一事故が起こった際でも命を守ることができるよう、いつもお願いしております自己救命策の3つの基本をお忘れなく！！

★★★★重点指導事項★★★★

自己救命策3つの基本

- ・ライフジャケットの常時着用
- ・防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保
- ・海のもしもは「118番」

事故防止のための基本的注意事項

- ・気象、海象の早期把握
- ・複数名行動の励行
- ・身の回り品を使用した救助方法の周知啓発



過去5年の釣り中の事故の発生状況です。

平成23年は、海中転落者28人中、22人がライフジャケット未着用であり、このうち11人が死亡しています。

平成	20年	21年	22年	23年	24年 (9月末)(速報値)
釣り中の事故者数 (死亡・行方不明)	29 (17)	46 (14)	53 (21)	38 (14)	15 (5)
うち海中転落者 (死亡・行方不明)	23 (17)	33 (12)	27 (14)	28 (14)	9 (3)

